

(様式第2号)

平成26年度第6回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成26年9月9日(火) 9:30 ~ 11:45
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大月 一弘 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 田中課長, 吉田係長, 山西主事補, 中島主事補
事 務 局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからオの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成25年11月14日付け)について

イ 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年1月12日付け)について

ウ 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付

け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

エ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

オ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について

カ 芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱（案）について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について

ア 不存在決定の妥当性について審議を行った。

イ 芦屋市長が公文書不存在決定としたことは妥当であるとの結論を得た。

ウ 答申案の最終確認を行い、本日の審査会をもって審議を終了した。

(2) 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について

ア 不存在決定の妥当性について審議を行った。

イ 芦屋市長が個人情報不存在決定としたことは妥当であるとの結論を得た。

ウ 答申案の最終確認を行い、本日の審査会をもって審議を終了した。

(3) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 次回審議とした。

- (4) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 次回審議とした。
- (5) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年5月7日付け)について
- ア 次回審議とした。
- (6) 芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱(案)について

芝池会長 公開の議題6について審議いたしますので、事務局は説明をお願いします。

田中課長 本市においても、市役所庁舎内に防犯カメラを設置することになり、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の案を作成します。本日要綱案について御確認いただきたいと思えます。

(要綱案朗読)

芝池会長 それでは各委員の御意見をお伺いします。

岩本委員 要綱第9条の開示請求等について、「管理責任者は、条例第17条の規定により個人情報画像の開示請求があったときは、他の情報と照合し、開示請求者本人の確認を慎重に行うものとする。」と記載されていますが、前提として本人からの個人情報画像の開示請求は受け付けるということですか。

田中課長 はい。個人情報保護条例の規定により開示請求を受け付けることとなります。一般的な公文書の開示であれば、請求者の情報が記載された文書の判断は容易ですが、画像となると顔が似ている場合等がありますので、より慎重に本人確認をした上で個人情報画像を特定することが必要だという意味で要綱第9条を入れてあります。

芝池会長 個人情報保護制度において、個人の情報を開示するという一番大きな目的は、行政が持っている個人情報の正確性を確保するためだと考えます。しかし、防犯カメラ

による個人情報の取得については、間違えようのない事実であるから正確性の確保というのは該当しません。この観点から、開示請求制度を適用することの是非を考えておく必要があります。また、開示請求を受け付けるとして、カメラの映像と照合するための顔写真が必要になると思います。そうすると、今までの個人情報開示請求申請書ではなく、写真入りの特別な申請書を作成することも考えられますし、請求対象の個人情報画像の特定等において、本人との照合が難しいことが予想されます。

大 月 委 員 一般的に実際に開示請求がありそうな例は、盗難等の犯罪が起きた時に、現場の防犯カメラで撮影された映像を確認したいというケースです。市民が警察に通報しようとしても、場所も特定できないのであれば捜査してもらえないので、防犯カメラの映像を見せてほしいという問い合わせもあると思います。防犯カメラには、他人も映っていることもありますので、それをどう考えますか。

田 中 課 長 盗難等の犯罪に関わるような場合は、まず警察に届け出をしていただき、警察の方から刑事訴訟法等を根拠に請求していただきたいと考えます。市民からの要望に対しては、個人情報保護条例上の開示請求ではなく、本市職員が調査するというような対応も考えられます。一個人が特定の第三者の映っている防犯カメラの映像を見ることは現在想定していません。

大 月 委 員 開示請求の手続きをとるのであれば、どういう条件の時に開示できるのかを明確にしていたほうがいいです。また、防犯カメラの情報を開示する際は、カメラの角度や映り方が公になると、防犯上好ましくないので、注意が必要です。

武 田 委 員 例えば、所有者は映っておらず、所持品のみが防犯カメラに映っていた場合に、その情報は開示請求の対象になるのでしょうか。

芝 池 会 長 個人情報でしょう。しかし、実際には請求者の所有物であるかどうかという確認は難しいです。確認できたとして、個人情報の開示の方法をどうするかですね。

大 月 委 員 画像をそのまま見せるとすると、第三者が映っているでしょうから、画像の編集等が必要になるでしょうが、編集は難しいでしょう。

しかし、開示しないと市の防犯に活かされるだけで、市民が盗難事件等にあった場合には役立てられないという批判を受ける可能性があります。

防犯カメラの設置目的に合う場合に限って、請求を受け付けることにしておくほうがいいかもしれません。

芝池会長 防犯カメラの記録・情報というのは、市と市民の共有財産であると言えますが、基本的には市が情報を使うことを想定していますね。

武田委員 要綱第6条第5項の画像の保管期間の例外として、市長が特に必要があると認めた場合とありますが、具体的に要綱第9条や第10条の場合等の例を書いておいたほうがいいです。開示請求があった場合に、どのような手続きをとり、いつまで保管期間を延長できるのかを決めておかなければいけないと思います。

芝池会長 審査会として、本来の目的である庁舎の安全の確保と要綱第9条が予定している個人情報開示制度の適用との関係を整理するべき旨の意見を述べるのが考えられます。

伊藤委員 要綱第10条において捜査機関に安易に提供してはならないということが記載されていますが、それ以外の第三者に提供しないことを定めるほうがむしろ大事ではないでしょうか。

田中課長 防犯カメラの画像やデータも条例上の保有個人情報に含まれますので、提供については個人情報保護条例の第14条の利用及び提供の制限が適用されると考えています。

伊藤委員 個人情報保護条例第14条に、本人の同意があるときや人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、目的外に提供できるなどの記載がありますので、個人情報画像も提供できるということになりますね。

芝池会長 要綱第10条は、個人情報保護条例の第14条の特例と考えているのですか。要綱において条例の修正となるような内容を規定することはできません。

田中課長 手引きにおいて、個人情報保護条例第14条の「解釈」の中に、目的外利用等が任意

の場合として、刑事訴訟法に基づく捜査に必要な事項の照会が挙げられています。照会があった場合は、任意ですから、事例ごとに、公益性及び実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難かどうか等を確認して、提供の是非を慎重に判断する必要がある旨の記載があります。ですから、たとえ捜査機関からの照会であってもより慎重な取り扱いをしなければならないという意味で、要綱第10条に特別記載しています。

伊藤委員 要綱第10条は任意的な情報提供の要請があった場合の、運用に当たっての留意点と考えれば、条例に抵触しないのではないのでしょうか。

芝池会長 たくさんの御意見をいただきましたが、要綱において条例とは異なることを規定できないという点に留意する必要があります。

それでは、議題6について、本日は以上とさせていただきます。

閉会